

#### 別紙4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等

1 実施規程第3条第1項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「訪問特定整備等リスト」という。）の記録項目及び同条第2項の規定に基づき運輸監理部長又は運輸支局長が訪問特定整備等を行うようとする自動車特定整備事業者に対して届け出をを求める電磁的記録（以下「実施規程第3条第2項の電磁的記録」という。）は次のとおりとする。

(1) 訪問特定整備等リストの記録項目（別紙5様式1及び2）

ア 訪問特定整備等を行うようとする自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス

イ 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士が在籍する事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

ウ 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士の各人に関する次に掲げる事項

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日

(エ) 届出時現在の実務の経験の期間及びその内容（(ウ)の自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。）

(オ) 訪問特定整備等教育を受けた日

エ 訪問特定整備等を開始する日

(2) 実施規程第3条第2項の電磁的記録

ア 準訪問特定整備士に訪問特定整備等を行わせようとする場合には、少なくとも次に掲げる事項を記録した訪問特定整備等の統括管理方法を定めた実施要領の電磁的記録（別紙5様式2）

(ア) 「高度な管理手法」を用いた統括管理業務の手順

(イ) 訪問特定整備士等の任命のルールの内容

(ウ) 訪問特定整備等補助者に関する次に掲げる事項

a 氏名

b 生年月日

c 合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日

イ 訪問特定整備を行う場合には、次の事項を記録した電磁的記録（別紙5様式3-1、3-2-1及び3-2-2）

(ア) 訪問特定整備を行う場所の住所及び訪問特定整備等事業者の事業場から当該場所までの所要時間（都道府県を跨ぐ場合に限る。）

(イ) (ア)の場所が法第78条第1項の認証を受けた事業場（以下「他事業場」という。）の場合には、次の事項

a 他事業場について自動車特定整備事業の認証を取得した自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス

b 他事業場の名称、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

(ウ) (ア)の場所が他事業場ではない場合には、次の事項

- a 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
- b 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
- c 電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
- d 部品整備作業場の面積
- e 車両置場の間口、奥行
- f 作業機械、作業計器、点検計器、点検装置及び工具の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び整備用スキャンツールに限る。）、能力、数及び訪問特定整備を行う場所に備えられたものか又は訪問特定整備士等が持参するものかの別
- g 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する電磁的記録

上記の電磁的記録については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の電磁的記録であること。

- h 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる電磁的記録
- i 当該場所の平面図

(エ) (ア)の場所において訪問特定整備の作業を行う期間（始期の年月日及び終期の年月日）

(オ) (ア)の場所において、(エ)の期間に行う訪問特定整備の対象とする自動車（以下「対象自動車」という。）の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

ウ 別添6第4 1(6)に該当する場合には、訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績を持込台数、合格台数及び再検査台数の別に分けて記録した電磁的記録（別紙5様式4）

エ 訪問特定整備を実施する場合には、訪問特定整備を実施する作業場の使用に関する契約書等の電磁的記録（訪問特定整備等事業者が支障なく、イ(エ)の期間、当該作業場を使用することができる旨明確に定められた賃貸借契約書等の電磁的記録）

- 2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第2項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならない。
- 3 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等リスト又は実施規程第3条第2項の電磁的記録の内容に変更があった場合には、当該変更後に初めて訪問特定整備等をする日の前日までに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、当該変更内容を記録した訪問特定整備等リスト又は実施規程第3条第2項の電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければならない。
- 4 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等の事業を廃止したときは、その日から30日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に対し、電子メールを送信する方法により次の事項を届け出なければならない。

- (1) 訪問特定整備等の事業を廃止した自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス
  - (2) (1)の自動車特定整備事業者の訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士が在籍していた事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号
- 5 2～4の電子メールの宛先は、下記ウェブサイトを参照するものとする。なお、訪問特定整備等事業者が2～3の電子メールのCCに任意の者を追加することは妨げない。
- [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000033.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html)